

風水害対策編

総 則		頁
第1章 総則		1
	第1節 過去の顕著な災害	1
	第2節 予想される災害と地域	1
	1 風水害	1
	2 土石流・地すべり・がけ崩れ	1

発 災 前		頁
第2章 災害予防計画		2
	第1節 河川災害予防計画	2
	1 本町河川の特徴	2
	2 浸水想定区域の指定に伴う実施事項	2
	第2節 道路・橋りょう災害防除計画	2
	第3節 土砂災害防除計画	2
	1 本町の土砂災害対策	2
	2 砂防事業	2
	3 急傾斜地崩壊対策事業	3
	4 土砂災害警戒情報及び土砂災害緊急情報の提供と活用	3
	5 土砂災害防止法の施行	3
	6 その他のソフト対策	4
	第4節 山地災害防除計画	5
	1 静岡県の山地災害対策	5
	2 治山事業	5
	3 総合的な山地災害対策	5
	第5節 林道災害防除計画	5
	第6節 農地災害防除計画	5
	1 ため池等整備事業	5
	2 農地保全事業	5
	第7節 倒木被害防除計画	5
	第8節 避難情報の事前準備計画	5
	1 避難情報の判断・伝達マニュアルの作成	6
	2 住民への周知・意識啓発	6
	第9節 避難誘導體制の整備計画	6
	第10節 防災知識の普及計画	7
	第11節 水防に関する予警報（道路の通行規制に関する情報）	7

発 災 後		頁
第3章 災害応急対策計画		8

第 1 章 総 則

この計画は、「災害対策基本法」第42条の規定により、町民の生命、身体及び財産を一般災害から保護するために、町及び防災機関が行うべき町地域に係る「風水害対策の大綱」（「共通対策編」で定めたものを除く）を定めるものとする。

「風水害対策編」は、以下の各章から構成する。なお、復旧・復興については、「共通対策編」第4章復旧・復興対策によるものとする。

章	記 載 内 容
第1章 総則	計画作成の趣旨、構成、過去の顕著な災害、予想される災害と地域
第2章 災害予防計画	河川災害予防計画、道路・橋りょう災害防除計画、土砂災害防除計画、治山災害防除計画、林道災害防除計画、農地災害防除計画
第3章 災害応急対策計画	町災害対策本部、情報収集・伝達、広報活動、水防組織、指定水防管理団体・水防機関、水防に関する予警報、通信連絡系統、町の非常配備体制、水防管理団体の水防計画、水防区域の危険箇所、水防資機材の整備及び調達

第 1 節 過去の顕著な災害

小山町域における過去の顕著な災害は、「資料編」の2－1 小山町域における主な災害参照

第 2 節 予想される災害と地域

1 風水害

町内の主要河川は、演習場内調節池の整備等を進めているが気候変動により局地的な豪雨が発生しており、土砂災害の発生リスクが高まっている。しかし、災害はあくまで予期されない事態によって起こるものであり、中小河川にあっても災害発生の要素をもっており、流域の開発の進展につれ新しい災害も予想される。

季節的には4～5月は低気圧の通過に伴い、豪雨となることがある。6～7月は梅雨前線活動の活発化により、大雨や局地的豪雨に見舞われることがある。また8～10月にかけては台風の接近又は上陸により、暴風雨による災害が発生することがある。

2 土石流・地すべり・がけ崩れ

町内で土石流危険渓流が47箇所、急傾斜地崩壊危険区域78箇所が指定されており、降雨時や地震時の被害が予想される。（資料編（2-2）「土砂災害・水害関係危険箇所」参照）

第2章 災害予防計画

この計画は、災害を未然に防止するとともに、災害発生時における被害の軽減を図ることを目的とし、平素から行う措置について定めるものとする。

第1節 河川災害予防計画

1 本町河川の特徴

本町は、富士山と箱根外輪山に囲まれていることから急流河川が多く、すべての河川が相模湾に流れ込む鮎沢川水系である。急流河川であることから台風や集中豪雨等により大雨量が短時間に一挙に流れる傾向にあり、河川の溢水を発生させる恐れが近年特に増加している。

上記が本町河川の主な特徴であるが、河川ごとにそれぞれ独自の性格を有しているほか、降雨による出水状況の変化により、水衝部の変化や洲淵の消長、河床の変動等、河川ごとに様相を変えるだけでなく、同一河川においても時々に変化するものであり、多くの因子があるので十分な調査研究により対策を講ずることが必要である。

2 浸水想定区域の指定に伴う実施事項

本町の河川は、現在、洪水浸水想定区域、雨水出水浸水想定区域又は高潮浸水想定区域（以下、総称して「浸水想定区域」という。）に指定されていないが、指定があったときは、地域防災計画及び小山町水防計画において、少なくとも当該浸水想定区域ごとに、洪水予報等の伝達方法、避難場所及び避難経路に関する事項、洪水、雨水出水に係る避難訓練に関する事項その他洪水時、雨水出水時（以下「洪水時等」という。）の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な事項並びに浸水想定区域内に主として高齢者等の要配慮者が利用する施設で当該施設の利用者の洪水時の円滑かつ迅速な避難を確保する必要があると認められるものがある場合にはこれらの施設の名称及び所在地について定めるものとする。

第2節 道路・橋りょう災害防除計画

町内の町道の防災対策として、交通危険箇所の解消を図るため災害防除事業等を実施するとともに、日常的に道路パトロールを実施し、事前通行規制の実施など災害の未然防止に努め、また災害が発生した場合は、早急に交通路確保のため応急措置を実施している。

今後も、緊急輸送路の指定状況や迂回路の有無、被災履歴の有無等を勘案し、通行危険箇所の解消を図っていく。

道路管理者は、発災後の道路の障害物除去、応急復旧等に必要の人員、資機材等の確保について建設業者等との協定の締結に努めるものとする。

第3節 土砂災害防除計画

1 本町の土砂災害対策

本町は、地形的に急峻な山地やがけが多く、土砂災害（土石流、地すべり、急傾斜地の崩壊）危険箇所が多数存在している。

土砂災害から町民の生命と財産を守るため、土砂災害対策施設の整備などのハード対策を実施するとともに、住民の早期避難等を促進するため、土砂災害防止法に基づく区域指定や防災情報の提供などのソフト対策を組み合わせ、総合的な土砂災害対策を推進する。

2 砂防事業

土石流の発生するおそれのある溪流に対し、砂防指定地の指定を行い、土砂の崩壊を助長・誘発する行為の制限を行うとともに、土砂の生産抑止と流路内における流出土砂の調節を図るために、砂防設備の整備を実施する。

事業名	内容
砂防事業	砂防えん堤、溪流保全工等の砂防設備の整備を計画的に実施する。
災害関連緊急砂防事業	風水害、震災、火山活動等による土砂の崩壊等危険な状況に対処するため、緊急に砂防設備の整備を実施する。

3 急傾斜地崩壊対策事業

急傾斜地の崩壊が発生するおそれのある箇所に対し、急傾斜地崩壊危険区域の指定を行い、崩壊の発生を助長・誘発する行為の制限を行うとともに、被害想定区域内の住民の生命を保護するため、崩壊防止施設の整備を実施する。

事業名	内容
急傾斜地崩壊対策事業	法面工、擁壁工等、急傾斜地の崩壊防止施設の整備を計画的に実施する。
災害関連緊急急傾斜地崩壊対策事業	風水害、震災等により新たに生じた崩壊を放置すれば次期降雨で拡大するおそれのある場合、緊急に崩壊防止施設の整備を実施する。

4 土砂災害警戒情報及び土砂災害緊急情報の提供と活用

区分	内容
土砂災害警戒情報の提供と活用	・町長は、土砂災害警戒情報が発表された場合、直ちに避難勧告等を発令することを基本とする具体的な避難勧告等の発令基準を設定する。（資料編３－７「避難判断基準（風水害）」） ・町は、土砂災害警戒区域等を避難勧告等の発令単位を事前に設定し、土砂災害警戒情報及び大雨警報（土砂災害）の危険度分布（土砂災害警戒判定メッシュ情報）等を用い、事前に定めた発令単位と危険度の高まっている領域が重複する区域等に避難勧告等を適切な範囲に絞り込んで発令できるよう、発令範囲をあらかじめ具体的に設定する。 ・町は、インターネットで公表される最新のリアルタイムの防災気象情報（気象情報、気象注意報・警報・特別警報、雨量に関する情報、大雨警報（土砂災害）の危険度分布（土砂災害警戒判定メッシュ情報）（気象庁ホームページ）、土砂災害警戒情報補足情報システム（県ホームページ）等）の確認・把握に努める。 ・資料編３－６「避難情報」
土砂災害緊急情報の提供	・国土交通省は、河道閉塞による湛水が発生原因とする土石流又は河道閉塞による湛水による重大な土砂災害の急迫した危険が認められる状況において、また、県は、地滑りによる重大な土砂災害の急迫した危険が認められる状況において、土砂災害が想定される土地の区域及び時期を明らかにするための調査を行い、市町が適切に住民の避難勧告等の判断を行えるよう土砂災害が想定される土地の区域及び時期に関する情報を提供するものとする。

5 土砂災害防止法の施行

区分	内容
土砂災害警戒区域等の指定、公表	・県は、土砂災害（土石流・地すべり・がけ崩れ）から住民の生命及び身体を保護するために、土砂災害の発生するおそれのある箇所について「土砂災害防止法」の規定に基づく土砂災害警戒区域等の指定を推進する。 ・県は、土砂災害防止法に基づく基礎調査の結果を関係のある市町に通知するとともに、公表するものとする。
土砂災害特別警戒区域における規制等	・県は、土砂災害特別警戒区域において特定の開発行為（住宅（自己の居住の用に供するものを除く。）、社会福祉施設、学校及び医療施設）を制限する。 ・町は、土砂災害特別警戒区域等で、建築物の構造の規制を行う。

町防災計画	・町防災会議は、町地域防災計画において、土砂災害警戒区域ごとに、次に掲げる事項について定めるものとする。 ①土砂災害に関する情報の収集及び伝達並びに予報又は警報の発令及び伝達に関する事項 ②避難施設その他の避難場所及び避難路その他の避難経路に関する事項 ③災害対策基本法第48条第1項の防災訓練として町長が行う土砂災害に係る避難訓練の実施に関する事項 ④警戒区域内に、要配慮者利用施設（社会福祉施設、学校、医療施設の主として防災上の配慮を要する者が利用する施設をいう。以下同じ。）であって、急傾斜地の崩落等が発生するおそれがある場合における当該要配慮者利用施設を利用している者の円滑かつ迅速な避難を確保する必要があると認められるものがある場合にあっては、当該要配慮者利用施設の名称及び所在地 ⑤救助に関する事項 ⑥①～⑤に掲げるもののほか、警戒区域における土砂災害を防止するために必要な警戒避難体制に関する事項 ・町防災会議は、町地域防災計画において前項④に掲げる事項を定めるときは、施設を利用している者の円滑かつ迅速な避難を確保するため、土砂災害に関する情報、予報及び警報の伝達に関する事項を定めるものとし、資料編2-2 土砂災害・水害関係危険箇所に記載する。
要配慮者利用施設の所有者等に対する指示等	・土砂災害警戒区域内に位置し、町地域防災計画にその名称及び所在地を定められた要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、急傾斜地の崩壊等が発生するおそれがある場合における当該要配慮者利用施設を利用している者の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な訓練その他の措置に関する計画を作成しなければならない。当該計画を作成したときは、遅滞なく、町長に報告しなければならない。計画を変更したときも同様とする。 - また、町長は、要配慮者利用施設所有者又は管理者が、上記計画を作成していない場合は、急傾斜地の崩壊等が発生するおそれがある場合における当該要配慮者利用施設を利用している者の円滑かつ迅速な避難の確保を図るため必要があると認めるときは、当該要配慮者利用施設の所有者又は管理者に対し、必要な指示をすることができる。 - 町長は、上記指示を受けたにも関わらず、正当な理由なくその指示に従わなかったときは、その旨を公表することができる。 ・要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、計画で定めるところにより、円滑かつ迅速な避難の確保のための訓練を行わなければならない。 ・県及び町は、要配慮者利用施設の避難確保に関する計画や避難訓練の実施状況等について、定期的に確認するよう努めるものとする。
住民への周知	・町長は、町地域防災計画に基づき、土砂災害に関する情報の伝達方法、土砂災害（土石流・地すべり・がけ崩れ）が発生するおそれがある場合における避難施設その他の避難場所及び避難路その他の避難経路に関する事項その他警戒区域における円滑な警戒避難を確保する上で必要な事項を住民等に周知させるため、これらの事項を記載した印刷物（ハザードマップ）の配布その他の必要な措置を講ずるものとする。
避難勧告等の解除	・町長は、避難勧告等を解除しようとする場合において、必要があると認められるときは、国土交通省又は県に対して、当該解除に関する事項について、助言を求めることができる。この場合において、国土交通省又は県は、必要な助言をするものとする。
事業者の対応	・事業者は、危険物等関係施設が所在する地域の土砂災害警戒区域等の該当性並びに被害想定の確認を行うとともに、確認の結果、風水害により危険物等災害の拡大が想定される場合は、防災のための必要な措置の検討や、応急対策にかかる計画の作成等の実施に努めるものとする。

6 その他のソフト対策

区 分	内 容
土砂災害危険箇所の周知	・土砂災害危険箇所図の配布、土砂災害危険箇所表示板の設置、インターネットによる土砂災害ハザードマップの提供等を行い、土砂災害危険箇所の周知を図る。
「土砂災害に対する防災訓練」の実施	・町と県は連携して、「土砂災害に対する防災訓練」を実施し、警戒避難体制の強化を図る。

第4節 山地災害防除計画

1 静岡県の山地災害対策

地形・地質・植生などの要因により山腹崩壊や土石流等が発生し、人家や公共施設等に被害を及ぼす危険性の高い箇所を「山地災害危険地区」に設定し、計画的に治山事業を実施して山地災害の防止、軽減を図る。

2 治山事業

荒廃地及び荒廃危険地が存在する森林区域において森林整備（間伐など）や治山ダム、土留工等の治山施設を設置して、災害の防止、軽減等を図る。

3 総合的な山地災害対策

毎年度、6月1日～15日の治山パトロール等により、既存の治山施設の点検や保安林の機能の発現状況を確認し、災害危険箇所の早期発見と災害発生未然防止を図る。

山地災害危険地区の情報を町民にインターネット等を通じて提供し、地域防災対策への活用等を促して地域住民自らが避難する体制の支援を図る等の減災に向けた取組みを進める。

第5節 林道災害防除計画

林道は、林産物の搬出ばかりではなく、地域の生活道路としての役割も求められており、急峻な地形に開設されているため、幅員も狭く、急なカーブの箇所もあり、落石等危険な箇所もあるので、計画的に危険箇所の改良を実施し通行の安全を図る。

第6節 農地災害防除計画

農地防災については、災害を未然に防止すべく事前に十分な調査を行い、一般土地改良事業の推進に平行して各種事業を積極的に進めていく。

1 ため池等整備事業

決壊した場合に影響が大きい農業用ため池は、豪雨等により決壊するおそれがあるため、緊急度の高いものから補強対策や統廃合を実施する。

決壊した場合の浸水区域に家屋や公共施設等が存在し、人的被害を与えるおそれのあるため池について、緊急連絡体制の整備等を推進するとともに、決壊した場合の影響度が大きいため池から、ハザードマップの作成配布等を計画的に推進し、地域の安全性の確保を図る

2 農地保全事業

この事業は急傾斜地帯における土壌の流出を防止するための事業であるが、特に富士山麓一帯の耕地は火山灰質土壌のため、降雨時の表土流出により下流に土砂が流下してはん濫大被害を及ぼしている。

これらの農地の保全を図るため、富士山周辺の農地を対象に、排水路及びこれに付帯する農道の整備を行っている。

第7節 倒木被害防除計画

町、電気事業者及び電気通信事業者は、倒木等により電力供給網、通信網に支障が生じることへの対策として、地域性を踏まえつつ、予防伐採等による予防保全や災害時の復旧作業の迅速化に向けた、相互の連携・協力の拡大に努めるものとする。

また、町は、災害の未然防止のため、森林所有者、施設管理者等との間での協定の締結を推進するとともに、林野庁の支援等を活用し、送配電線、道路等の重要な施設に近接する森林の整備を推進するものとする。

第8節 避難情報の事前準備計画

町は、避難準備・高齢者等避難開始、避難勧告、避難指示（緊急）、災害発生情報といった避難情報について、河川管理者、水防管理者、気象台等の協力を得つつ、洪水、土砂災害、高潮等の災害事象の特性、収集できる情報を踏まえ、避難すべき区域や判断基準、伝達方法、警戒レベルに対応した避難行動や避難の際の留意点等を明確にしたマニュアルを作成し、住民への周知及び意識啓発に努める。

1 避難情報の判断・伝達マニュアルの作成

(1) 町は、市町域の河川特性等を考慮し、内閣府の「避難勧告等に関するガイドライン」（平成31年1月）を踏まえ、洪水、土砂災害に対する「避難情報の判断・伝達マニュアル」を作成する。具体的な避難勧告等の発令基準の設定に当たっては、水位周知河川については、水位情報、堤防等の施設に係る情報、台風情報、洪水警報等による。それら以外の河川等についても、氾濫により居住者や施設等の利用者に命の危険を及ぼすと判断したものについては、洪水警報の危険度分布等により具体的な避難勧告等の発令基準を策定することとする。

また、避難勧告等の発令対象区域については、細分化しすぎるとかえって居住者等にとってわかりにくい場合が多いことから、立退き避難が必要な区域を示して勧告したり、屋内での安全確保措置の区域を示して勧告したりするのではなく、命を脅かす洪水等のおそれのある範囲をまとめて発令できるよう、発令範囲をあらかじめ具体的に設定するとともに、必要に応じて見直すよう努めるものとする。

(2) 町は、近年の都市型豪雨等に対応するため、タイムライン等の最新の知見を参考にするなど、適宜、マニュアルを改訂するよう努めるものとする。

2 住民への周知・意識啓発

(1) 町は、避難勧告や避難指示（緊急）、災害発生情報が発令された際、避難地への移動（立ち退き避難・水平避難）、知人・友人宅をはじめとした「近隣の安全な場所」への移動、屋内に留まり安全を確保する「屋内安全確保（垂直避難）」など状況に応じた多様な選択肢があることについて、住民へ平時から周知しておく。避難準備・高齢者等避難開始の活用等により、早めの段階で避難行動を開始することについて、町は、日頃から住民等への周知啓発に努める。

また、県及び町は、防災（防災・減災への取組実施機関）と福祉（地域包括支援センター・ケアマネジャー）の連携により、高齢者に対し、適切な避難行動に関する理解の促進を図るものとする。

(2) 町は、ハザードマップ等の配布又は回覧に際しては、居住する地域の災害リスクや住宅の条件等を考慮したうえでとるべき行動や適切な避難先を判断できるよう周知に努めるとともに、避難とは難を避けることであり、安全な場所にいる人まで避難場所に行く必要がないこと、避難先として安全な親戚・知人宅等も選択肢としてあること、警戒レベル4で「危険な場所から全員避難」すべきこと等の避難に関する情報の意味の理解の促進に努めるものとする。

(3) 町は、住民等の逃げ遅れをなくすために、避難行動計画（マイ・タイムライン）の策定に向けた住民等の取組を支援する。その際、町は、県が策定した「マイ・タイムラインワークショップ進め方の手引き」等を参考に、各地域における住民等によるマイ・タイムライン作成のためのワークショップ実施を促すよう努める。

第9節 避難誘導体制の整備計画

町は、水防団体等と協議し、発災時の避難誘導に係る計画をあらかじめ作成する。また、防災訓練の実施や防災マップの作成・配布等により、その内容の住民等に対する周知徹底を図るための措置を講じることとし、周知に当たっては、要配慮者・避難行動要支援者に配慮するものとする。

その際、水害と土砂災害、複数河川の氾濫等、複合的な災害が発生することを考慮するよう努める。

なお、防災マップの作成に当たっては住民参加型等の工夫をすることにより、災害からの避難に対する住民等の理解の促進を図るよう努める。地域特性を考慮した避難誘導体制の整備に努めるとともに、避難行動要支援者の誘導に配慮し、地域住民、自主防災組織、関係団体、福祉事業者等と

連携し、平常時より、情報伝達体制の整備、要配慮者に関する情報の把握・共有、避難支援計画の策定等の避難誘導体制の整備に努めるものとする。

また、避難準備・高齢者等避難開始、避難勧告、避難指示（緊急）といった避難情報について、河川管理者、水防管理者、気象台等の協力を得つつ、洪水、土砂災害等の災害事象の特性、収集できる情報を踏まえ、避難すべき区域や判断基準、伝達方法及び避難の際の留意点等を明確にしたマニュアルを作成し、住民への周知に努める。

第10節 防災知識の普及計画

町は、共通対策編第2章 災害予防計画 第4節防災知識の普及計画及び風水害対策編第2章災害予防計画 第8節 避難勧告等の事前準備計画 2 住民への周知・意識啓発による他、国・県・関係機関等の協力を得つつ、地域の水害・土砂災害リスクや災害時にとるべき行動について普及啓発するとともに、地域住民の適切な避難や防災活動に資するよう以下の施策を講じる。

- ・浸水想定区域、避難場所、避難路等水害に関する総合的な資料として、図面表示等を含む形で取りまとめたハザードマップ、防災マップ、風水害発生時の行動マニュアル等の作成を行い、住民等に配布するものとする。

その際、河川近傍や浸水深の大きい区域については「早期の立退き避難が必要な区域」として明示するとともに、避難時に活用する道路において冠水が想定されていないか住民等に確認を促すよう努めるものとする。また、決壊した場合の浸水区域に家屋や公共施設等が存在し、人的被害を与えるおそれのあるため池について、緊急連絡体制の整備等を推進するとともに、決壊した場合の影響度が大きいため池から、ハザードマップの作成・周知を図る。

加えて、中小河川や雨水出水による浸水に対応したハザードマップ作成についても、関係機関が連携しつつ作成・検討を行う。

- ・土砂災害警戒区域、避難場所、避難経路等の土砂災害に関する総合的な資料として、図面等を含む形で取りまとめたハザードマップ、防災マップ、風水害発生時の行動マニュアル等を分かりやすく作成し、住民等に配布するものとする。

- ・山地災害危険地区等の山地災害に関する行動マニュアル、パンフレット等を作成し、住民等に配布する。

- ・風水害発生時の行動マニュアル等の作成を行い、住民等に配布するものとする。

第11節 水防に関する予警報（道路の通行規制に関する情報）

道路管理者は、降雨予測等から通行規制範囲を広域的に想定して、できるだけ早く通行規制予 告を発表するものとする。その際、当該情報が入手しやすいよう多様な広報媒体を活用し、日時、迂回経路等を示すものとする。また、降雨予測の変化に応じて予告内容の見直しを行うものとする。

第3章 災害応急対策計画

この計画は、「水防法」（昭和24年法律第193号）に基づき町の水防体制、情報収集、予警報の伝達等の水防活動の円滑な実施について必要な事項を規定するほか、風水害に対する町の対応を定め、もって管轄下各河川、湖沼の洪水による水災を警戒し、防御し、これによる被害を軽減することを目的とする。

本町の「水防組織」、「避難」、「通信連絡」、「水防に関する予警報」、「水防活動」及び「協力・応援」等については小山町水防計画に定め、これに基づき対応するものとする。

なお、同水防計画に定めのない事項については、「共通対策編 第3章 災害応急対策計画」を参照とするものとする。